

## つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条—第86条 (略) (情報通信端末機の持込み等)	第1条—第86条 (略) (情報通信端末機の持込み等)
第87条 議員は、情報通信端末機（議会が貸与するタブレット端末 <u>並びに議員の携帯電話及びパーソナルコンピュータ</u> に限る。）を、迅速かつ正確な情報の収集及び確認のため、議場内に持ち込み、会議に活用することができる。	第87条 議員は、情報通信端末機（議会が貸与するタブレット端末 <u>及び議員の携帯電話</u> に限る。）を、迅速かつ正確な情報の収集及び確認のため、議場内に持ち込み、会議に活用することができる。
第88条 (以下略)	第88条 (以下略)